

令和7年度第2回薬事審議会 化学物質安全対策部会 2025(令和7年)年12月17日	参考資料2
--	-------

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有するPOPs (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講すべき対策

- ①対象物質の製造、使用等の原則禁止 (PCB等) 及び製造・使用等の制限 (DDT、PFOS等)
- ②非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン等)
- ③POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- ④これらの対策に関する国内実施計画の策定
- ⑤その他の措置
 - ・POPsと同様の性質を持つ新規物質の製造・使用を防止するための措置
 - ・POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
 - ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結済）。令和7年6月現在186ヶ国・地域が締結。

4. 条約発効後の動き

対象物質追加の検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）会合を、POPs条約締約国会議の下に設置。平成17年から原則毎年9月～11月に開催。条約発効後に隨時規制対象物質が追加され、令和7年5月に開催されたPOPs条約第12回締約国会議において、新たにクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質の第一種特定化学物質の追加が決定された。

5. 我が国の対応

- 条約に盛り込まれた対策については、化学物質審査規制法、農薬取締法、ダイオキシン類対策特別措置法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境省環境保健部長）において国内実施計画を作成し、平成17年6月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。その後、対象物質の追加等に伴い、平成24年8月、平成28年10月、令和2年11月及び令和7年3月にそれぞれ改定。
- 我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- POPRCに金原和秀 静岡大学学長特別補佐を、条約有効性評価のための地域組織グループに高澤嘉一 国立環境研究所 環境リスク・健康領域 環境標準研究室 室長を派遣。

※対象物質（令和7年6月現在）：

1. アルドリン、2. ディルドリン、3. エンドリン、4. クロルデン、5. ヘプタクロル、6. トキサフェン、7. マイレックス、8. ヘキサクロロベンゼン、9. PCB、10. DDT、11. PCDD、12. PCDF、13. クロルデコン、14. リンデン、15. テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、16. ヘキサブロモビフェニル、17. ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、

ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOS 及びその塩、PFOSF)、18. ペンタクロロベンゼン、19. ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、20. α -ヘキサクロロシクロヘキサン (α -HCH)、21. β -ヘキサクロロシクロヘキサン (β -HCH)、22. エンドスルファン、23. ヘキサブロモシクロドデカン、24. ポリ塩化ナフタレン類、25. ヘキサクロロブタジエン、26. ペンタクロロフェノール(PCP) とその塩及びエステル、27. decaBDE、28. SCCP、29. ジコホル、30. ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びPFOA 関連物質、31. ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩及び PFHxS 関連物質、32. デクロランプラス、33. UV-328、34. メトキシクロル、35. クロルピリホス、36. 中鎖塩素化パラフィン (MCCP)、37. 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及び LC-PFCA 関連物質